

運用報告書の適正性に関する確認書

2020年6月11日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目1番1号

不動産投資信託証券発行者名 ジャパンリアルエステイト投資法人

(コード: 8952)

代表者の役職 執行役員

氏名 (署名)

柳澤 裕

当投資法人の執行役員である柳澤 裕は、当社の2019年10月1日から2020年3月31日までの第37期営業年度の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

記

1. 当投資法人の仕組みについて

当投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。当投資法人は投信法の規定により、資産の運用に係る業務をジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社（以下、「資産運用会社」といいます。）に、資産保管業務を三井住友信託銀行株式会社に委託しているほか、名義書換業務に係る一般事務及び会計事務等に係る一般事務を三菱UFJ信託銀行株式会社に委託しております（以下、「一般事務受託者」といいます。）。また、当投資法人の会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人です。

2. 資産運用報告の作成プロセス

資産運用報告は、一般事務受託者が作成した会計帳簿及び所管である資産運用会社の財務部に集約された情報をもとに、投信法等に規定された様式及び記載表現に従い、資産運用会社が原案を作成しております。

作成された原案については、執行役員である私が内容を確認し、会計に関する部分について会計監査人の監査を経た上で、当該原案を当投資法人の役員会に提出し、承認を受けております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 資産運用報告を適正に作成するための十分な体制及び作成プロセスが上記1.及び2.のとおり構築されており、かつ実施されていること。
- (2) 一般事務受託者の業務処理状況及び資産運用に関する事項をはじめとした当投資法人に関わる重要な事項が、当投資法人役員会に適切に付議若しくは報告されていること。
- (3) 当投資法人の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から、投信法第130条に規定される監査報告書を受領していること。さらに、会計監査人から当該監査結果の報告を受け、重要な指摘事項がないことを確認していること。

以上